

1. 市北部地域へのルート新設に伴う留意事項について

前回の協議会

北部地域への新たなルートを新設することは概ね了承

しかし、導入に際しては「コミュニティバス導入に関するガイドライン」に適合することが導入条件となる。

→ 交通空白地域及び不便地域の定義、導入の必要性、既存路線バスとの競合地域への調整

(1) 交通空白地域及び不便地域について

- 生活交通ネットワーク計画において、公共交通カバー圏として、バス停300m・鉄道600m圏が示されているが、圏外はもとより圏内であっても、北部地域の状況として道路環境を踏まえると、バス停等への移動距離がこれらを上回る地域があるため、計画資料以上に交通空白地域が存在する。
- 南海りんかんバス紀見線の一部（林間田園都市駅－紀見峠間）の廃止申出に伴い紀見峠及び柱本地区が交通空白地域となる。
- 北部地域にあっても、市内主要施設（市役所、市保健福祉センター等）について、交通手段が確保されていない交通不便地域が存在する。

(2) 導入の必要性

- 交通空白地域（光陽台、紀見峠、柱本、橋谷、慶賀野、紀見ヶ丘の一部、三石台一部等）から市役所・市保健福祉センター等への交通手段の確保が必要。
- 市内主要施設等への交通不便地（北部地域の大部分）からの交通手段の確保が必要。

(3) 既存路線バスとの調整

- 紀見ヶ丘、三石台地域での既存路線バスとは一部競合することとなるので、交通空白地域及び交通不便地域の交通手段確保の観点より今後調整が必要である。

○市民病院への直接乗入れについては、既存路線バス路線との完全競合となるため、既存路線バスへの接続による交通手段の確保とし、直接の乗入れは行わない。

4. その他

○当初の運行については、他のルートと同様実証運行とし、一定の期間の利用実績により適正な運行方法への見直しへの検討も行う。